

北海道電力株式会社泊発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2312202 号
令和 5 年 12 月 20 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 1 月 2 日付け北電原第 2 1 4 号をもって、北海道電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 泊発電所 3 号炉の安全対策工事に伴う保全区域図の変更

3 号炉の循環水ポンプ建屋（周辺エリア含む。）における安全対策工事に伴い、関連する保全区域図を変更する。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

泊発電所原子炉施設保安規定に定める保全区域図について、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによる発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること。

Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第９２条第１項各号を表している。

（１）第９号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第９号について、保安規定審査基準は、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が保全区域図のみの変更であり、その内容が３号炉の循環水ポンプ建屋（周辺エリア含む。）における安全対策工事に伴い、保全区域を変更していること、また、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていることに変更がないこと等を確認したことから、第９号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。